

「食」の自立支援事業（配食サービス）

食事の支度が困難で安否確認が必要な方に対して、配食サービスの提供を通して見守りを行うことを目的としています。

対象者

①～③の方のみで生活している介護保険被保険者のうち、食事の支度が困難な方が対象になります。

- ① 65歳以上の方
- ② 40歳以上65歳未満の方で介護保険の要介護又は要支援認定を受けている方
- ③ 障害者手帳をお持ちの方



配食内容

- ・夕食のみのお弁当を週1回～週3回、午後4時～午後6時の間にお届けします。
- ・土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始はお休みとなります。
- ・安否確認を目的としているため、直接手渡しを行います。

※回数については、訪問調査の結果及び配食サービス提供基準をもとに決定いたします。

費用

1食 500円

配食サービス提供基準

- | | | |
|---------------|---|-------|
| 介護保険未申請者・要支援1 | ⇒ | 週1回 |
| 要支援2・要介護1 | ⇒ | 週2回まで |
| 要介護2以上 | ⇒ | 週3回まで |

申込みから配食サービス開始まで

①申し込み

申請書を下記《申込み・問合せ》窓口へ提出



②アセスメント調査

担当地区の高齢者サポートセンター職員がご自宅に訪問して、聞き取り調査（アセスメント）を行ないます。



③事前調整

担当地区の配食サービス事業者が、ご自宅へ事前調整に伺います。



④サービス開始

配食サービスの開始となり、市より配食サービスの利用承認通知書を郵送します。

※申請から配食サービス開始までには、3週間前後かかります。

※年に一度高齢者サポートセンターによる現況調査を行います。

現況調査を行えず、利用実績のない月の初日から起算して休止期間が1年を超える場合、利用承認が取り消されます。

《申し込み・問い合わせ》

申し込みは、下記窓口へ申請書をご提出ください。

○市川市福祉部介護福祉課

管理グループ

TEL 334-1111

○行徳支所介護福祉相談窓口

TEL 359-1274

○各高齢者サポートセンター